

一、相关新法令、新政策

● 鼓励进口技术和产品目录（2011年版）

【发布单位】国家发展和改革委员会、财政部、商务部
【发布文号】发改产业〔2011〕937号
【发布日期】2011-04-29
【实施日期】2011-04-29
【内容提要】本次修订，重点修改和新增了一批节能环保、新一代信息技术、高端装备制造、新能源汽车、新材料等新兴产业发展所需的技术和产品，以服务战略性新兴产业的发展。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2011tz/t20110517_412382.htm

● 海关支持软件产业和集成电路产业发展的有关政策规定和措施的公告

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告2011年第30号
【发布日期】2011-05-12
【实施日期】2011-05-12
【内容提要】根据该公告：
▪ 经认定的软件企业进口所需的自用设备，以及按照合同随设备进口的技术（含软件）及配套件、备件，不需出具确认书，不占用投资总额，除《外商投资项目不予免税的进口商品目录》和《国内投资项目不予免税的进口商品目录》所列商品外，免征进口关税，照章征收进口环节增值税。
▪ 经认定的集成电路生产企业，其进口自用生产性原材料、消耗品，净化室专用建筑材料、配套系统，以及集成电路生产设备零、配件，可以继续相关规定向企业所在地海关申请办理免征关税和进口环节增值税的相关手续。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info301849.htm>

一、関連する新法令、新政策

● 輸入奨励技術及び製品目録(2011年版)

【発布機関】国家発展改革委員会、財政部、商務部
【発布番号】発改産業〔2011〕937号
【発布日】2011-04-29
【施行日】2011-04-29
【概要】この度の改正は、戦略的新興産業の育成発展に資するため、省エネ環境保全、次世代情報技術、ハイエンド設備製造、新エネルギー自動車、新素材等の新興産業の発展に必要な技術と製品を重点的に改め、追加した。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2011tz/t20110517_412382.htm

● ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を支持する関係政策規定及び措置についての税関の公告

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告2011年第30号
【発布日】2011-05-12
【施行日】2011-05-12
【概要】本公告によると以下の通りである。
▪ 認定を受けたソフトウェア企業が必要な自社用設備を輸入する場合、並びに契約に基づき設備に附帯して輸入する技術（ソフトウェアを含む）及び付属品、備品については、確認書を発行する必要がなく、投資総額を占めない、「外商投資プロジェクトの免税扱いとならない輸入商品目録」及び「国内投資プロジェクトの免税扱いとならない輸入商品目録」に列記された商品以外は、輸入関税が免除となるが、規則に基づき輸入増値税は徴収する。
▪ 認定を受けた集積回路製造企業の場合、自社用の生産性原材料、消耗品、クリーンルーム専用建築材料、附属システム及び集積回路製造設備部品、付属品を輸入する場合、引き続き関係規定に基づき企業所在地の税関に関税及び輸入増値税免除の関係手続を申請することができる。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info301849.htm>

● 固体废物进口管理办法

【发布单位】环境保护部等五部门
【发布文号】部令第12号
【发布日期】2011-04-08
【实施日期】2011-08-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201105/t20110520_210978.htm

● 关于明确本市税务登记管理有关事项的通知（上海）

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【发布文号】沪国税征科〔2011〕16号
【发布日期】2011-05-13
【实施日期】2011-06-01
【内容摘要】根据该通知：
▪ 开业、变更税务登记的终审权限由本市税务登记受理处调整至各区县税务局。
▪ 该通知还对无照户纳税人的管理、《外出经营活动税收管理证明》的管理进行了规定。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai25655.html>

● 关于进一步完善“非正常户”管理工作的通知（上海）

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【发布文号】沪国税征科〔2011〕17号
【发布日期】2011-05-13
【实施日期】2011-06-01
【内容摘要】根据该通知：
▪ 已办理税务登记的纳税人，未按照规定的期限申报纳税，在税务机关责令其限期改正后，逾期不改正的，并经税务机关派员实地检查，查无下落的，可被认定为“非正常户”。
▪ 被列入“非正常户”超过三个月的纳税人，征管分局宣告其税务登记证件失效。
▪ 被认定为“非正常户”的纳税人办理税务事项时，根据其被认定为“非正常户”的时间，可能面临数额不等的罚款等行政处罚。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai25656.html>

● 固形廃棄物輸入管理弁法

【発布機関】環境保護部等五部門
【発布番号】部令第12号
【発布日】2011-04-08
【施行日】2011-08-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。：
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201105/t20110520_210978.htm

● 上海市稅務登記管理關係事項を明確にすることについての通知（上海）

【発布機関】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【発布番号】滬国税徴科〔2011〕16号
【発布日】2011-05-13
【施行日】2011-06-01
【内容摘要】本通知によると以下の通りである。
▪ 開業、稅務登記變更の最終審査権限は市稅務登記受理処から各区県稅務局に委譲する。
▪ 本通知は、更に無免許經營の納稅者に対する管理、「外出經營活動稅收管理証明」の管理について規定を行っている。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai25655.html>

● 「非正常事業者」管理作業を一層整備することについての通知（上海）

【発布機関】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【発布番号】滬国税徴科〔2011〕17号
【発布日】2011-05-13
【施行日】2011-06-01
【内容摘要】本通知によると以下の通りである。
▪ すでに稅務登記を行った納稅者が、所定の期日までに納稅を申告しなかった場合、稅務機關が期限付きでの是正を命じた後、期日をすぎても是正せず、且つ納稅機關が職員を現地に派遣し調査したが、行方を調査できないときは、「非正常事業者」と認定することができる。
▪ 「非正常事業者」として認定されてから3ヶ月が過ぎた納稅者については、徵收管理分局はその稅務登記証の失效を宣告する。
▪ 「非正常事業者」として認定された納稅者が稅務手続を行う場合、その「非正常事業者」として認定された時間により、金額が異なる罰金等の行政処罰に直面するおそれがある。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai25656.html>

● 关于加强部门联动 完善商业、办公类项目管理的通知（北京）

【发布单位】北京市住房城乡建设委等五部门
【发布文号】京建发〔2011〕192号
【发布日期】2011-05-04
【实施日期】2011-06-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.bjjs.gov.cn/publish/portal0/tab1209/info63016.htm>

● 部門間で連動し、商業、オフィス類プロジェクト管理の整備を強化することについての通知(北京)

【発布機関】北京市住宅都市農村建設委員会等五部門
【発布番号】京建発〔2011〕192号
【発布日】2011-05-04
【施行日】2011-06-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.bjjs.gov.cn/publish/portal0/tab1209/info63016.htm>

● 关于发布 2011 年度社会保险有关基数的通知（江苏）

【发布单位】江苏省人力资源和社会保障厅
【发布文号】苏人社发〔2011〕197号
【发布日期】2011-05-09
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.jiangsu.gov.cn/shouye/wjgz/bmwj/201105/t20110513_590512.html

● 2011 年度社会保険関係基数を公表することについての通知(江蘇)

【発布機関】江蘇省人的資源及び社会保障庁
【発布番号】蘇人社発〔2011〕197号
【発布日】2011-05-09
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.jiangsu.gov.cn/shouye/wjgz/bmwj/201105/t20110513_590512.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

二、関連する新着情報

● 海关总署与广东共同建设全国加工贸易转型升级示范区

日前，海关总署与广东省人民政府签署合作备忘录，以共同建设全国加工贸易转型升级示范区，推进转变发展方式。根据合作备忘录，双方将在以下方面先行先试：

- 创新加工贸易管理模式；
- 推进加工贸易就地转型和梯度转移；
- 继续推动加工贸易内销便利化；
- 促进加工贸易延长产业链；
- 支持企业承接国际服务外包；
- 推动海关特殊监管区域整合发展和管理创新；
- 引导企业诚信守法经营等。

（摘自中国政府网；2011年05月17日发布）

● 税関総署と広東が全国加工貿易モデルチェンジ模範区を共同で建設する

先頃、税関総署と広東省人民政府は、全国加工貿易モデルチェンジバージョンアップ模範区を共同で建設し、発展方式の転換を推進するため、提携覚書を締結した。提携覚書によると、双方は以下の方面にて先行して試行を行う。

- 加工貿易管理パターンを革新する。
- 加工貿易の地元でのモデルチェンジ及び段階的移行を推進する。
- 加工貿易の内販の利便化を継続的に推進する。
- 加工貿易を促進し産業チェーンを延長する。
- 企業による国際的サービスアウトソーシング引受けを支援する。
- 税関特殊監督管理区域での統合発展とイノベーションの管理を促進する。
- 企業に遵法経営を行うよう誘導する。その他。

（2011年5月17日付の中国政府ウェブサイトより抜粋）

● 《广告法（修改草案）》扩大调整范围

据悉，由国家工商行政管理总局负责起草的《广告法（修订草案）》，通过扩大调整范围、增强执法操作性等方面的突破，将名人代言、互联网、手机、移动电视等新媒体广告的相关问题一并纳入法律规范。简要介绍如下：

- 扩大《广告法》的调整范围，在“广告主、广告经营者、广告发布者”基础上，增加了“其他广告人”，将互联网、手机、移动电视等新媒体纳入法律调整框架。
- 强化法律的操作性及惩处力度。例如，针对因为“违法经营额”难以确定造成违法行为查处难等问题，增加了“暂停广告业务”等处罚手段。

（摘自中国政府法制信息网；2011年05月18日发布）

● 「广告法(改正草案)」により調整範囲が拡大される

情報筋によると、国家工商行政管理総局が起草をつかさどる「广告法(改正草案)」は、調整範囲を拡大し、法令執行の操作性を高める等の方面での変更により、有名人による代弁、インターネット、携帯電話、モバイルテレビ等のニューメディア広告の関係事項をあわせて法律規範に組み入れる。以下簡潔に紹介する。

- 「广告法」の調整範囲を拡大し、「广告主、广告事業者、广告発表者」をベースに、「その他广告者」を追加し、インターネット、携帯電話、モバイルテレビ等のニューメディアを法律調整枠組みに組み入れる。
- 法律の操作性及び処罰力を強化し、「違法経営額」が確定しがたいために違法行為に対する処罰が困難である等の問題については、「广告業務の一時的中止」等の処罰手段を追加した。

（2011年5月18日付の中国政府法制情報ウェブサイトより抜粋）

● 上海二中院发布《2010年度劳动争议审判白皮书》

近期，上海市第二中级人民法院（下辖杨浦、虹口、黄浦、静安、闸北、普陀、宝山、嘉定、青浦、崇明等10个区县）发布《2010年度劳动争议审判白皮书》。主要内容包括：

基本情况	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2010年全年劳动争议案件收案量持续增加（2010年，上海二中院共受理劳动争议案件2606件，同比上升17.12%。审结劳动争议案件2473件，同比上升10.35%。全年劳动争议案件绝对数依然保持在高位）； ▪ 以劳动合同纠纷为主（72.99%）； ▪ 申请撤销仲裁裁决案件数量较往年增加明显； ▪ 集团诉讼案件呈现出数量上升、案情复杂化的趋势，其中，用人单位上诉、提起撤销仲裁裁决申请的案件占多数。
需引起重视的问题	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 女职工在“三期”（孕期、产期、哺乳期）内的特殊保护应予加强。 <ul style="list-style-type: none"> - 原则上不得在女职工“三期”内解除劳动合同。 - 劳动合同中对女职工的婚姻生育有特殊要求的，订立劳动合同时用人单位必须说明该岗位为何对女职工的婚姻生育有特殊要求，并且违反该条款会对实现合同目的造成根本性影响，否则不能以违反合同义务为由解除劳动合同。 - 劳动合同中约定“必须遵守《员工手册》”，并以此作为合同成立的条件，而《员工手册》中包含限制婚

● 上海第二中級人民裁判所が「2010年度労働争議審判白書」を公布

先頃、上海市第二中級人民裁判所（楊浦、虹口、黄浦、静安、閘北、普陀、宝山、嘉定、青浦、崇明等の10の区県を管轄する）が「2010年度労働争議審判白書」を公布した。主な内容は次の通りである。

基本状況	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2010年の通年の労働争議事件受理件数は増加し続けた（2010年、上海第二中級人民裁判所は、労働争議事件を合計で2606件受理し、前年同期比で17.12%上昇した。労働争議事件の解決件数は2473件であり、前年同期比で10.35%上昇した。通年の労働争議事件の絶対数は依然として上位にある）。 ▪ 労働契約紛争を主とする（72.99%）。 ▪ 仲裁裁決事件取消申請件数は過去の年度に比べて明らかに増加している。 ▪ 集団訴訟事件件数は、上昇しており、事件は複雑化しており、そのうち、雇用主による控訴、仲裁裁決取消申請の案件が多数を占めている。
重視すべき問題	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 女子従業員の「3つの期間」（妊娠期間、出産期間、哺乳期間）内の特殊な保護を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> - 原則として、女子従業員の「3つの期間」内における労働契約の解除を禁止する。 - 労働契約において女子従業員の婚姻、生育について特殊な要求がある場合、労働契約締結時、雇用主は当該職場が女子従業員の婚姻、生育に特殊な要求があることの理由、及び当該条項に違反すれば契約目的の実現に根本的な影響を与えることを説明しなければならず、これを怠った場合、契約義務違反を

	<p>姻生育的规定，诉讼中用人单位以“员工违反公司管理规定，故解除劳动合同”为由抗辩的，应由用人单位说明限制女职工婚生育的合理性，并举证在订立劳动合同时已对此类限制条款作出特别提示，否则对此类条款应作无效认定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 劳务派遣纠纷的处理。 <ul style="list-style-type: none"> - 劳动者与劳务派遣单位在劳动合同中约定以用工单位实际支付的劳动报酬作为缴纳社会保险基数的，应依其约定；约定不明的，应按照劳动者实际工资收入确定社会保险缴纳基数。
--	---

(里兆律师事务所 2011 年 05 月 23 日整理编写)

	<p>理由に労働契約を解除できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 労働契約において、「『従業員手帳』を遵守しなければならない」旨を定めており、且つこれを契約成立の条件としており、又「従業員手帳」に婚姻、生育を制限する規定が含まれており、訴訟において雇用主が「従業員が会社の管理規定に違反し、故に労働契約を解除する」ことを理由に抗弁する場合、雇用主が、女子従業員の婚姻、生育を制限することの合理性を説明し、労働契約締結時に、既にこの種の制限条項について特に説明していたことを挙証しなければならない、これを怠った場合、この種の条項を無効と認定するものとする。 ▪ 劳务派遣紛争の処理。 <ul style="list-style-type: none"> - 労働者と劳务派遣業者が労働契約において使用者が実際に支払った労働報酬を社会保険料の納付基数とする旨を定めている場合、その約定に従うものとする。約定が不明瞭である場合、労働者の実際の賃金収入に基づき社会保険料納付基数を確定するものとする。
--	---

(里兆法律事務所が 2011 年 5 月 23 日付けで作成)

● [简析《工商行政管理机关禁止垄断协议行为的规定》等三个反垄断法配套规章（连载之二/共二篇）](#)

在上期《里兆法律资讯》(Issue 249)中，我们对“三个配套规章”的规制对象、“垄断协议”等进行了分析，以下我们将继续对“滥用市场支配地位”、“滥用行政权力排除限制竞争”等进行简要分析。

■ 滥用市场支配地位

关于市场支配地位的认定	
《反垄断法》的相关规定	《 反垄断法 》第 18 条对认定市场支配地位时需要考虑的主要因素作了原则性规定，但是，未予进一步明确、细化。
“三个配套规章”对《 反垄断法 》的明确、细化	<p>《54 号令》第 10 条对此明确、细化为：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 对于“该经营者在相关市场的市场份额，以及相关市场的竞争状况” <ul style="list-style-type: none"> - 市场份额是指一定时期内经营者的特定商品销售额、销售数量等指标在相关市场所占的比重。 - 分析相关市场竞争状况应当考虑相关市场的发展状况、现有竞争者的数量 and 市场份额、商品差异程度以及潜在竞争者的情况等。 ▪ 对于“该经营者控制销售市场或原材料采购市场的能力” <ul style="list-style-type: none"> - 应当考虑该经营者控制销售渠道或采购渠道的能力，影响或决定价

● [「工商行政管理機關が独占協定行為を禁止する規定」等の 3 つの独占禁止法関連規則を簡潔に分析する\(連載二回目/計二回\)](#)

前期の「里兆法律情報」(Issue 249)では、「3 つの関連規則」の規制対象、「独占協定」等について分析を行ったが、以下、引き続き「市場支配的地位の濫用」、「行政権力を濫用した競争の排除制限」等について簡潔に分析する。

■ 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位の認定について	
「独占禁止法」の関係規定	「 独占禁止法 」第 18 条は、市場支配的地位を認定する際に考慮すべき主要要素について原則的な規定を行っているが、より明確化、詳細化はされていない。
「3 つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	<p>「54 号令」第 10 条は、この点について以下の通り明確にし、詳細化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「当該事業者の関係市場における市場シェア、及び関係市場の競争状況」について <ul style="list-style-type: none"> - 市場シェアとは、一定の期間内の事業者の特定商品の売上高、販売数等の指標が関係市場に占める比重をいう。 - 関係市場の競争状況を分析する場合、関係市場の発展状況、現在いる競争者の数及び市場シェア、商品の違いの度合い及び潜在する競争者の状況等を考慮しなければならない。 ▪ 「当該事業者が販売市場又は原材料仕

	<p>格、数量、合同期限或其它交易条件的能力,以及优先获得企业生产经营所必需的原料、半成品、零部件及相关设备等原材料的能力。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 对于“该经营者的财力和技术条件” <ul style="list-style-type: none"> - 应当考虑该经营者的资产规模、财务能力、盈利能力、融资能力、研发能力、技术装备、技术创新和应用能力、拥有的知识产权等。 - 对于经营者的财力和技术条件的分析认定,应当同时考虑其关联方的财力和技术条件。 ▪ 对于“其他经营者对该经营者在交易上的依赖程度” <ul style="list-style-type: none"> - 应当考虑其他经营者与该经营者之间的交易量、交易关系的持续时间、转向其他交易相对人的难易程度等。 ▪ 对于“其他经营者进入相关市场的难易程度” <ul style="list-style-type: none"> - 应当考虑市场准入制度、拥有必需设施的情况、销售渠道、资金和技术要求以及成本等。
律师简要提示	根据《反垄断法》第 19 条第三款、《54 号令》第 12 条等规定,经营者可以从上述因素反证其不具有市场支配地位。
关于拒绝交易	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 17 条第一款第(三)项禁止具有市场支配地位的经营者“没有正当理由拒绝与交易相对人进行交易”。但是,对拒绝交易的表现形式,《反垄断法》并未明确。
“三个配套规章”对《反垄断法》的明确、细化	《54 号令》第 4 条对拒绝交易(非价格垄断方面)的表现形式进行了细化: <ol style="list-style-type: none"> 1) 削减与交易相对人的现有交易数量; 2) 拖延、中断与交易相对人的现有交易; 3) 拒绝与交易相对人进行新的交易; 4) 设置限制性条件,使交易相对人难以继续与其进行交易; 5) 拒绝交易相对人在生产经营活动中以合理条件使用其必需设施。
关于限定交易对象	
《反垄断法》的相关	《反垄断法》第 17 条第一款第(四)项禁止具有市场支配地位的经营者“没有正当理由限定交易相对人只能与其进行交易或

	<p>入市场进行统制的能力」について</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当該事業者が販売ルート又は仕入ルートを統制する能力、価格、数量、契約期間又はその他取引条件に影響し又はそれらを決定する能力、及び企業の生産経営に必要な原材料、仕掛品、部品及び関係設備等の原材料を優先的に獲得する能力を考慮しなければならない。 ▪ 「当該事業者の財力及び技術条件」について <ul style="list-style-type: none"> - 当該事業者の資産規模、財務能力、利益獲得能力、融資能力、研究開発能力、技術設備、技術革新及び応用能力、保有する知的財産権等を考慮しなければならない。 - 事業者の財力及び技術条件の分析認定について、その関連者の財力及び技術条件も同時に考慮しなければならない。 ▪ 「その他事業者による当該事業者の取引上の依存度」について <ul style="list-style-type: none"> - その他事業者と当該事業者との間の取引量、取引関係の持続時間、その他取引相手に変更する難易度等を考慮しなければならない。 ▪ 「その他事業者が関係市場に参入することの難易度」について <ul style="list-style-type: none"> - 市場参入制度、必要設備保有状況、販売ルート、資金と技術要求及びコスト等を考慮しなければならない。
簡潔なコメント	「独占禁止法」第 19 条第三項、「54 号令」第 12 条等の規定によると、事業者は上記の要素から自己が市場支配的地位を持たないと反証することができる。
取引の拒否について	
「独占禁止法」の関係規定	「独占禁止法」第 17 条第一項第(三)号では、市場支配的地位を有する事業者が「正当な理由なく取引相手と取引を行うことを拒否する」ことを禁止している。ただし、取引の拒否の仕方について、「独占禁止法」では明確にしてい
「3つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	「54 号令」第 4 条では、取引の拒否(価格独占方面以外)の仕方を詳細化している。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 取引相手の現有の取引数を削減すること。 2) 取引相手の現有の取引を引き延ばし、中断すること。 3) 取引相手との新たな取引を拒否すること。 4) 制限的条件を設置し、取引相手が自己との取引を継続し難くすること。 5) 取引相手が生産経営活動中で合理的な条件によりその必要な施設を使用することを拒否すること。
取引対象の限定について	
「独占禁止法」の	「独占禁止法」第 17 条第一項第(四)号では、市場支配的地位を有する事業者が「正当な理由なく取引相手が自己としか取引できず

规定	只能与其指定的经营者进行交易”。但是，对限定交易对象的表现形式等，《反垄断法》并未明确。
“三个配套规章”对《反垄断法》的明确、细化	《54号令》第5条对限定交易对象（非价格垄断方面）的表现形式进行了细化： 1) 限定交易相对人只能与其进行交易； 2) 限定交易相对人只能与其指定的经营者进行交易； 3) 限定交易相对人不得与其竞争对手进行交易。
关于附加不合理条件	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第17条第一款第（五）项禁止具有市场支配地位的经营者“没有正当理由搭售商品或在交易时附加其他不合理的交易条件”。但是，对何为其他不合理的交易条件等，《反垄断法》并未明确。
“三个配套规章”对《反垄断法》的明确、细化	《54号令》第6条对其他不合理的交易条件（非价格垄断方面）的表现形式进行了明确： 1) 违背交易惯例、消费习惯等或无视商品的功能，将不同商品强制捆绑销售或组合销售； 2) 对合同期限、支付方式、商品的运输及交付方式或服务的提供方式等附加不合理的限制； 3) 对商品的销售地域、销售对象、售后服务等附加不合理的限制； 4) 附加与交易标的无关的交易条件。
律师简要提示	<ul style="list-style-type: none"> 对于不具有市场支配地位的经营者没有正当理由搭售商品、或在交易时附加其他不合理的交易条件的行为，尽管不受《反垄断法》及《54号令》等的规制，但是，仍可能受到《反不正当竞争法》等的规制。 如前所述，对于实践中较为常见一种的纵向垄断协议——限制商品销售地域、销售对象的协议，是否属于“反垄断执法机构认定的其他垄断协议”的规制范围，可能主要取决于反垄断执法机构的自由裁量等；但是，根据《54号令》第6条等，如果经营者具有市场支配地位，则该经营者对于其交易相对人就商品的销售地域、销售对象等附加不合理限制的行为，理论上，被按照滥用市场支配地位的行为予以查处的可能性较大。

關係規定	又は自己の指定した事業者としか取引できないと限定する」ことを禁止している。ただし、取引対象の限定の仕方等については、「独占禁止法」では明確にしていない。
「3つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	「54号令」第5条は、取引対象の限定（価格独占方面以外）の仕方について詳細化している。 1) 取引相手が自己としか取引できないと限定すること。 2) 取引相手が自己の指定した事業者としか取引できないと限定すること。 3) 取引相手が自己の競争相手とは取引してはならないと限定すること。
不合理な条件を附加することについて	
「独占禁止法」の關係規定	「独占禁止法」第17条第一項第（五）号では、市場支配的地位を有する事業者が「正当な理由なく商品を抱き合わせ販売し又は取引時にその他不合理的取引条件を附加する」ことを禁止している。ただし、何をもちてその他不合理的取引条件とするのか等について、「独占禁止法」では明確にしていない。
「3つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	「54号令」第6条は、その他不合理的取引条件（価格独占方面以外）の仕方について明確にしている。 1) 取引の慣例、消費習慣等に違背し、又は商品の機能を無視し、異なる商品を強制的に抱き合わせて販売し又は組合せ販売すること。 2) 契約期間、支払い方式、商品の輸送及び納入方式又はサービスの提供方式等につき不合理な制限を附加すること。 3) 品の販売地域、販売対象、アフターサービス等につき不合理な制限を附加すること。 4) 取引対象と無関係の取引条件を附加すること。
簡潔なコメント	<ul style="list-style-type: none"> 市場の支配的地位を持たない事業者が正当な理由なく商品を抱き合わせ販売し、又は取引の際にその他不合理的取引条件を附加することは、「独占禁止法」及び「54号令」等の規制は受けないが、「不正競争防止法」等の規制を受けると考えられる。 すでに述べた通り、実践においてよく見かけられる縦方向の独占協定である商品販売地域、販売対象を制限する協定が、「独占禁止法令執行機関の認定するその他独占協定」の規制範囲に該当しないかどうかについては、主に独占禁止法令執行機関の自由裁量等に委ねられると思われる。ただし、「54号令」第6条等によると、事業者が市場支配的地位がある場合、当該事業者がその取引相手の商品の販売地域、販売対象等に対し不合理な制限を附加する行為は、理論上、市場支配的地位を濫用する行為として取締りを受ける可能性が高い。

关于差别待遇	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 17 条第一款第(六)项禁止具有市场支配地位的经营者“没有正当理由对条件相同的交易相对人在交易条件上实行差别待遇”。但是,对交易价格的差别待遇之外的其表现形式等,《反垄断法》并未明确。
“三个配套规章”对《反垄断法》的明确、细化	《54 号令》第 7 条对差别待遇(非价格垄断方面)的表现形式进行了明确: 1) 实行不同的交易数量、品种、品质等级; 2) 实行不同的数量折扣等优惠条件; 3) 实行不同的付款条件、交付方式; 4) 实行不同的保修内容和期限、维修内容和时间、零配件供应、技术指导等售后服务条件。
关于正当理由	
《反垄断法》的相关规定	对于《反垄断法》第 17 条第一款第(三)项至第(六)项中提及的“正当理由”,《反垄断法》并未明确。
“三个配套规章”对《反垄断法》的明确、细化	根据《54 号令》第 8 条,认定上述正当理由应当考虑的因素主要包括: 1) 有关行为是否为经营者基于自身正常经营活动及正常效益而采取; 2) 有关行为对经济运行效率、社会公共利益及经济发展的影响。
律师简要提示	《54 号令》第 8 条的规定仍旧较为原则,实践中的操作性可能并不高;我们理解,《反价格垄断规定》第 13 条、第 14 条等对“正当理由”的认定,可能具有一定的参考价值、指导意义。

此外,还需要说明的是,《反垄断法》等并未规定滥用市场支配地位行为的宽大制度,但是,根据《54 号令》第 14 条等,经营者主动停止滥用市场支配地位行为的,反垄断执法机构亦可以酌情减轻或免除对该经营者的处罚。

■ 滥用行政权力排除限制竞争

关于滥用行政权力排除限制竞争的表现形式	
《反垄断法》的相关规定	《反垄断法》第 32 条至第 37 条对行政机关及具有管理公共事务职能的组织滥用行政权力,实施排除限制竞争的行为作出了禁止性规定。

差別的待遇について	
「独占禁止法」の関係規定	「独占禁止法」第 17 条第一項第(六)号では、市場支配的地位を有する事業者が「正当な理由なく条件が同一の取引相手の取引条件に差別的待遇を行う」ことを禁止している。ただし、取引価格の差別的待遇以外の仕方等について、「独占禁止法」では明確にされていない。
「3つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	「54 号令」第 7 条は、差別的待遇(価格独占方面以外)の仕方について明確にしている。 1) 異なる取引数、品種、品質等級を実施すること。 2) 異なる数量の割引等の優遇条件を実施すること。 3) 異なる支払い条件、納入方式を実施すること。 4) 異なる修理保証内容と期間、保守内容と期間、部品の供給、技術指導等のアフターサービス条件を実施すること。
正当な理由について	
「独占禁止法」の関係規定	「独占禁止法」第 17 条第一項第(三)号乃至第(六)号に言及する「正当な理由」について、「独占禁止法」では明確にしていない。
「3つの関連規則」による「独占禁止法」の明確化、詳細化	「54 号令」第 8 条によると、上記の正当な理由を認定する場合に、考慮すべき要素には主に以下のものが含まれる。 1) 関係行為が、事業者が自己の正常な経営活動及び正常な利益効果に基づき講じるものなのかどうか。 2) 関係行為が経済運行の効率、社会の公共利益及び経済発展にもたらす影響。
簡潔なコメント	「54 号令」第 8 条の規定は、依然として原則的なものであり、実践における取扱い性は高くない。筆者の理解では、「価格独占禁止規定」第 13 条、第 14 条等の「正当な理由」に対する認定は、一定の参考価値、指導的意味合いがあると思われる。

その他、注意すべき事項としては、「独占禁止法」等は市場の支配的地位を濫用する行為の寛大な制度を規定していないが、「54 号令」第 14 条等によると、事業者が市場支配的地位行為の濫用を自主的に停止した場合も、独占禁止法令執行機関は情状酌量により当該事業者に対する処罰を軽減し又は免除することができる。

■ 行政権力を濫用した競争の排除制限

行政権力を濫用し競争を排除し制限する仕方について	
「独占禁止法」の関係規定	「独占禁止法」第 32 条乃至第 37 条は、行政機関及び公共業務を管理する職能を有する組織が行政権力を濫用し、競争を排除し制限する行為について禁止的規定を行っている。

<p>“三个 配套规 章”对 《反垄 断法》 的明 确、细 化</p>	<p>《55号令》第3条、第4条对《反垄断法》第32条至第37条的内容进行了整合，并对部分条款在一定程度上进行了明确、细化，例如：</p> <p>1) 《55号令》第3条第（一）项将《反垄断法》第32条进一步明确、细化为：行政机关及具有管理公共事务职能的组织不得以明确要求、暗示或拒绝、拖延行政许可以及重复检查等方式限定或变相限定单位或个人经营、购买、使用其指定的经营者提供的商品或限定他人正常的经营活动；</p> <p>2) 《55号令》第4条将《反垄断法》第37条进一步明确、细化为：行政机关及具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，以决定、公告、通告、通知、意见、会议纪要等形式，制定、发布含有排除、限制竞争内容的规定；等等。</p>
<p>律师简 要提示</p>	<p>总体而言，《55号令》并未对《反垄断法》进行特别深入的明确、细化，其主要结合工商部门多年来依据《反不正当竞争法》等制止政府及其所属部门等滥用行政权力排除限制竞争行为的执法实践，并参照国务院《关于禁止在市场经济中实行地区封锁的规定》等的有关规定，对《反垄断法》的部分相关条款进行了一定程度的扩展。</p>

<p>「3つの 関連規 則」による「独 占禁止 法」の 明確 化、詳 細化</p>	<p>「55号令」第3条、第4条は、「独占禁止法」第32条乃至第37条の内容を統合し、且つ一部条項について、ある程度明確化し、詳細化している。例えば以下の通りである。</p> <p>1) 「55号令」第3条第（一）号は、「独占禁止法」第32条を次の通り、一層明確化、詳細化している。「行政機関及び公共業務を管理する職能を有する組織は、明確に要求し、仄めかし、行政许可を拒否し、引き延ばすまたは再検査等により、機関又は個人が自己の指定する事業者より提供される商品を取扱い、購入し、使用するよう限定し若しくは実質的に限定し、又は他人の正常な経営活動を限定してはならない」。</p> <p>2) 「55号令」第4条は、「独占禁止法」第37条を次の通り、一層明確化し、詳細化している。「行政機関及び公共業務を管理する職能を有する組織は、行政権力を濫用し、決定、公告、通告、通知、意見、議事録等の形式をもって、競争を排除し、制限する内容を含む規定を制定し、公布してはならない」などである。</p>
<p>簡潔な コメント</p>	<p>全体的に見ると、「55号令」は「独占禁止法」について、特別に深くは明確化、詳細化はしておらず、それは主に工商部門が長年にわたり「不正競争防止法」等に依拠して政府及びその所属する部門等が行政権力を濫用し競争を排除し制限する行為を制止してきた法令執行の実践と結び付け、且つ国务院の「市場経済における地域封鎖を禁止することの規定」等の関係規定を参照し、「独占禁止法」の一部の関係条項に対して行った一定の拡大である。</p>

此外，还需要说明的是：

- 根据《55号令》第5条、第7条等，经营者不得以行政机关等强制（行政限定、行政授权或制定、发布行政规定）为由达成、实施垄断协议或滥用市场支配地位¹，否则，将按照《反垄断法》、《53号令》及《54号令》等相应的条款予以查处²。
- 《反垄断法》第51条第二款规定，“法律、行政法规对行政机关等滥用行政权力实施排除限制竞争行为的处理另有规定的，依照其规定”；因此，我们理解，对于滥用行政权力排除限制竞争的行为，除了《反垄断法》、《55号令》之外，《反不正当竞争法》、《关于禁止在市场经济中实行地区封锁的规定》等，同样也是反垄断执法机构的执法依据。

その他、以下の点にも注目したい。

- 「55号令」第5条、第7条等によると、事業者は行政機関等の強制（行政の限定、行政の授權又は行政規定の制定、公布）を理由として独占協定の締結、実施又は市場支配的地位の濫用を行ってはならず¹、さもなければ、「独占禁止法」、「53号令」及び「54号令」等の相応の条項に基づき取締りを受けることになる²。
- 「独占禁止法」第51条第二項では、「法律、行政法规にて行政機関等の行政権力の濫用による競争の排除制限行為について別段の規定がある場合は、その規定に従う」と定められていることから、筆者の理解では、行政権力を濫用し競争を排除し制限する行為については、「独占禁止法」、「55号令」のほか、「不正競争防止法」、「市場経済における地域封鎖を禁止することの規定」等も、同様に独占禁止法令執行機関の法令執行の根拠となると考える。

¹ 即ち、行政机关等の強制并不构成垄断协议及滥用市场支配地位的违法行为的免责事由。

¹ 即ち、行政機関等の強制は、独占協定及び市場支配的地位濫用の違法行為の免責事由を構成しない。

² 对于该制度是否适用于价格垄断行为，《反垄断法》、《反价格垄断规定》等并未明确；我们倾向于认为，实践中，如果经营者以行政机关等强制为由实施价格垄断行为的，被反垄断执法机构认定为违法并予以查处的可能性较大。

² 同制度は価格独占行為に適用となるかどうかについて、「独占禁止法」、「価格独占禁止規定」等では明確にされていないが、実践において、事業者が行政機関等の強制を理由に価格独占行為を実施した場合、独占禁止法令執行機関はこれを違法と認定し取締り可能性が高いであろうと筆者は考える。

结束语

随着“三个配套规章”的出台，加之此前出台的《反价格垄断规定》、《反价格垄断行政执法程序规定》、以及《工商行政管理机关查处垄断协议、滥用市场支配地位案件程序规定》、《工商行政管理机关制止滥用行政权力排除、限制竞争行为程序规定》，对于垄断协议、滥用市场支配地位、以及滥用行政权力排除限制竞争这三类垄断行为的规制，《反垄断法》已经出台了相对较为完备的实体性、程序性配套规章，为《反垄断法》的顺利实施奠定了良好的基础。

尽管如此，但对《反垄断法》实施过程中较为重要的其他一些问题（例如，罚款基数的确定、不同反垄断执法机构在处理交叉违法行为时如何协调等），上述配套规章未能予以明确，因此，在实务操作层面，相关反垄断执法机构可能还存在一个边推进、边探索的过程。

（里兆律师事务所 2011 年 05 月 13 日整理编写）

終わりに

「3 つの関連規則」が公布されるに伴い、これ以前に公布された「[価格独占禁止規定](#)」、「[価格独占禁止行政法令執行手続規定](#)」、及び「[独占協定、市場支配的地位濫用案件取締手順についての工商行政管理機関による規定](#)」、「[行政権力を濫用し競争を排除し制限する行為を制止する手順についての工商行政管理機関による規定](#)」は、独占協定、市場支配的地位の濫用、及び行政権力を濫用して競争を排除し制限するという 3 タイプの独占行為に対する規制であり、「独占禁止法」は相対的に完備された実体性、手続性の関連規則をすでに公布しており、「独占禁止法」が円滑に実施されるうえでの良き礎を築いている。

しかしながら、「独占禁止法」が実施される過程でのその他一部の比較的重要な事項（たとえば、罰金基数の確定、異なる独占禁止法令執行機関が交錯した違法行為を処理する場合にどのように協調するか等）については、上記の関連規則では明確にされておらず、実務取扱の次元においては、斯かる独占禁止法令執行機関が推進しながら模索していく過程がまだ存在すると思われる。

（里兆法律事務所が 2011 年 5 月 13 日付で作成）